

「相模原市水とみどりの基本計画改訂版 = 生物多様性さがみはら戦略 = 」
の策定について

本市の緑地の保全や緑化の推進、水辺環境づくり及び生物多様性の保全に関する基本計画である「相模原市水とみどりの基本計画改訂版 = 生物多様性さがみはら戦略 = 」を策定しましたので、お知らせします。

1 趣旨

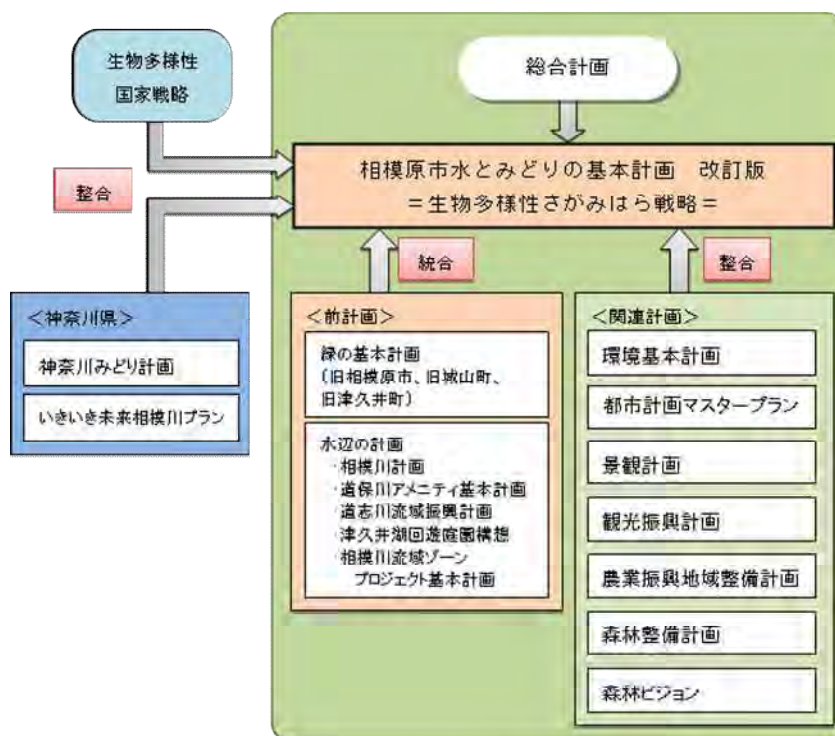
本市は、緑地の保全や緑化の推進、水辺環境づくりなどの取組を効率的かつ計画的に進めるため、水とみどりの基本計画を平成22年3月に策定しました。

水とみどりの基本計画では、計画内容の進捗や実施事業などを点検するとともに、社会動向などを勘案し、必要に応じて計画の見直しを行うこととしていることから、中間年次に当たる平成26年度に見直しを行うものです。また、生物多様性への関心が世界的に高まる中、本市においても、生物多様性に関する状況の変化に的確に対応していくことが求められています。そこで、本計画における多くの施策が生物多様性の保全に寄与していることから、生物多様性基本法(平成20年6月6日法律第58号)に基づく生物多様性地域戦略を本計画に位置付けるものです。

2 計画の位置付け及び計画の期間

本計画は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)であるとともに、生物多様性基本法第13条に規定する生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)です。

計画の期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間としますが、平成27年度以降は、中間見直し後の内容で計画の推進を図ります。



3 見直しの概要

(1) 見直しの視点

中間見直しに当たっては、次の5つの視点から見直しを行いました。

視点 - 1 関連計画などとの整合

平成22年3月の策定以降、国及び本市において、次のとおり計画の策定などがあったことから、これらとの整合を図りました。

「生物多様性国家戦略2012 - 2020」の策定

「新・相模原市総合計画 中期実施計画」及び「さがみはら森林ビジョン」の策定並びに「新 相模原市観光振興計画」及び「相模原市環境基本計画」の中間見直し

視点 - 2 計画期間の前期の検証

施策の進捗や実施事業などを点検し、後期における効果的・効率的な取組の推進を図ります。

視点 - 3 市民意向の反映

市民・事業者アンケート調査及び市民団体へのヒアリングの結果を通じて市民の意向を把握し、見直しに活用しました。

視点 - 4 計画の基本方針等の継承

さがみ縦貫道路の開通など都市機能の充実が図られているものの、緑地の保全や緑化の推進、水辺環境づくりなどの取組を進める上での大きな状況の変化は見られないことから、基本理念、将来像及び基本方針は、継承することを基本としました。

視点 - 5 生物多様性地域戦略の位置付け

生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の内容を新たに位置付け、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を推進します。

(2) 前期における取組の成果と施策の見直し

施策の進捗や実施事業などの点検の結果、おおむね計画のとおり進捗しているため、後期においても引き続き施策の推進を図ります。ただし、進捗状況などを踏まえて、必要に応じて施策の見直しを行いました。

ア 前期における取組の成果

前期における取組の主な成果は、次のとおりです。

相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例に基づき水辺環境保全等活動区域を2地区指定し、水辺環境の保全・再生の取組を進めています。

さがみはら森林ビジョンを策定し、(仮称)相模原市市民の森の整備の検討を進めています。


壁面緑化、生垣設置などへの助成事業を実施し、生活に身近な場所でも自然を感じることができる都市空間の形成を進めています。


相模原麻溝公園の整備や淵野辺公園の拡大など、魅力ある公園づくりに取り組んでいます。


相模川ふれあい科学館の再整備を行い、水辺環境づくりに係る取組を進めました。


イ 施策の見直し


見直しを行った主な施策は、次のとおりです。

森林ビジョンの策定・推進  森林ビジョン実施計画の推進
【見直しの理由】さがみはら森林ビジョンを平成22年度に、同ビジョン実施計画を平成24年度にそれぞれ策定したため

・グリーンツーリズムや森林浴、エコミュージアムの促進
・自然公園などの豊かな自然を活かした健康づくりやレクリエーションの場としての活用
 森林管理体験や散策・ウォーキングなど市民が森林と触れ合う場としての市民の森の整備の推進
【見直しの理由】平成26年度に策定した(仮称)相模原市市民の森基本構想に位置付けられた内容であることから、2つの施策を統合したため

「神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例」に基づく地域の選定や認定の支援
 「相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例」等に基づく地域の認定や支援
【見直しの理由】本市の条例を平成23年度に施行したため

屋上緑化・壁面緑化、生垣設置などの助成事業の充実
 屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化、生垣設置などの助成事業の充実
【見直しの理由】駐車場緑化への助成事業を平成22年度に開始したため

相模川ふれあい科学館の再整備による核拠点の充実と環境情報センターや市立博物館などとの関連施設・事業間の連携
 相模川とのふれあい拠点としての相模川ふれあい科学館の活用と環境情報センターや市立博物館などとの関連施設・事業間の連携
【見直しの理由】相模川ふれあい科学館の再整備事業が平成25年度に完了したため

(3) 生物多様性の保全を推進するための取組

本計画に生物多様性地域戦略を位置付け、生物多様性の理解に関する取組や、生物多様性の保全を支える仕組みづくり、生物多様性に関する情報の収集・蓄積などの取組を展開することにより、生物多様性の保全を推進し、これまでの施策を効果的・効率的に推進します。



生物多様性の保全を推進するための取組

生物多様性の理解に関する取組

生物多様性の保全は、行政だけで達成できるものではなく、市民や団体、事業者等の様々な主体による取組が何より大切です。私たち一人ひとりが、日常生活の中で生物多様性について考え、行動するためには、生物多様性への理解を深め、取組の輪を広げていくことが必要であることから、次の取組を推進します。

- 生物多様性に関する情報交流の機会の創出
- 生物多様性の普及・啓発を担う協議会の設置
- 生物多様性に係る庁内連絡会議の設置

生物多様性の保全等に関する取組

生物多様性の保全を進める上で、多様な主体の参画を促進するためには、既存の制度の活用だけでなく、新たな制度や仕組みづくりが必要であることから、次の取組を推進します。

- 生物多様性の保全等に関する新たな条例の制定の検討
- 生物多様性を保全する上で重要となる地域の設定などの検討
- 地域における多様な主体による保全活動のための手法の活用
- 生物に配慮した緑地の維持・管理等のマニュアルづくり

生物多様性の情報の収集・蓄積に関する取組

生物多様性の保全活動の効果を実証することや、地域の生物多様性に配慮した活動を進める上では、市域に生息・生育する生物の状況についてできる限り正確に把握し、地域に即した活動につなげることが重要となることから、次の取組を推進します。

- 生物多様性の維持・回復の状態を確認できる指標種の設定
- 生物多様性ポータルサイトの構築
- 生物情報のオープンデータ化

(4) 計画の目標

目標水準については、施策の効果的・効率的な推進と適正な進行管理を図るため、定量的な目標と定性的な目標を設定しており、制度の変更や各種調査の実施などにより状況の変化が生じたものについて、必要に応じて見直しを行いました。

さらに、生物多様性地域戦略を本計画に位置付けたため、新たな目標として、「市条例による指定地域の生物の生息・生育環境の向上」を追加し、相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例(平成23年相模原市条例第4号)や相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例(平成21年相模原市条例第26号)による指定地域箇所数を設定しました。新たに設定した目標は、次のとおりです。

目標水準7 市条例による指定地域の生物の生息・生育環境の向上

相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例及び相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例による指定地域を累計7箇所とします。

	平成20年度	平成25年度 (実績)	平成31年度
市条例による指定地域	-	3箇所	7箇所

以上

問い合わせ先
水みどり環境課
042-769-8242